

プロイセン一般ラント法(1794) 施行200年を回顧して(上)

ーフリードリヒ大王の思想構造 2ー

屋敷二郎

プロイセン一般ラント法 (Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten: A L R)が施行されたのは、今から200年あまり前の1794年6月1日のことであった。施行200年を迎えた1994年にはA L Rに関するさまざまな報告が行われ、非常な活況を呈した。その記録は次々に公刊されるに至っており、そのいくつかを筆者は入手することができた。200年来の論争の上に立ってさらに議論を深めるもの、他の分野における研究の進展を受けて新たな地平を切り開くものなど、注目すべき研究がそこには数多く見られる。それらをうまく紹介することができれば、日本におけるA L R研究や、関連諸分野の研究に幾許かの寄与をなしうるのであろう^①。

もちろん全ての研究を紹介することは、紙幅の面でも能力的にも不可能である。本稿の副題から分かるように、筆者は本来プロイセン国王フリードリヒ大王(Friedrich II., der Grosse: 1740-86)の研究を専門としており、彼の思想を通して当時のプロイセンの法と国家を分析する試みのいわば途上にある^②。それゆえ本稿で取り上げる諸研究も、法典編纂史や法典の基本的性格などフリードリヒとの関わりを有する部分に力点を置くことになる。その代わりに、本稿で取り上げることができなかった論文についても、表題を最終回にまとめて掲げることで便宜を図るつもりである。

Ⅰ ペーター・ランダウ「近年のA L R研究」から

まずランダウ(Peter Landau)がA L R施行200年に先立つ1993年に著した書評「近年のA L R研究」^③に依拠しながら、従来の諸研究を概観してみよう。ランダウの書評はもともとシュヴェニケ(Andreas Schwennicke)の労作^④の批評を主眼としているが、この作品は別に取り上げることにして、ここではランダウが最初の数頁に簡潔にまとめた研究史の部分を参照する。膨大なA L R研究のなかでどの論者、どの文献が言及されているのかは、現代とりわけ施行200

年に残された宿題を知る一助となろう。

A L R研究の古典とされるのは、豊富な史料を用いて今日なお研究の基礎を与えているシュテルツェル(Adolf Stölzel)⁽⁵⁾、ヴォルフ(Christian Wolff)流の演繹的方法と区別される「後期自然法(jüngerer Naturrecht)」の概念からA L Rの国民的性格を論じたティーム(Hans Thieme)⁽⁶⁾、「プロイセン的自然法(preussisches Naturrecht)」の概念によりA L Rの混合性を定式化したディルタイ(Wilhelm Dilthey)⁽⁷⁾である。これらは日本でも早くから紹介され、すでに研究の土台として定着している。

戦後ドイツの研究は、おそらくナチスの体験と反省から、A L Rの「法治国家的性格」を論ずるものが主流となった。コンラート(Hermann Conrad)は、A L Rをシュタイン-ハルデンベルク改革や19世紀憲法運動の先駆と位置づけ、弟子のクラインハイアー(Gerd Kleinheyer)とともにA L R編纂者の一人スヴァーレツ(Carl Gottlieb Svarez)の王太子御進講(1791-92)を復刻した⁽⁸⁾。クラインハイアーの学位論文⁽⁹⁾はこの御進講の優れた史料研究である。A L Rの「法治国家的性格」を主張することによって、彼らはドイツ法治国家の伝統を強調しようとした。その意味で彼らの主張は政治的性格を有していたわけである。このことは、フリードリヒ大王研究において、リッター(Gerhard Ritter)らが大王の統治の合理性を強調することで、ナチスを批判すると同時にドイツ史におけるナチス時代の非日常性を主張しようとしたことと軌を一にしている。

このようなA L Rの「法治国家的性格」を肯定する見解に対して、ティームの他、ハトゥンハウアー(Hans Hattenhauer)、クラウゼ(Peter Krause)⁽¹⁰⁾、ヴュルテンベルガー(Thomas Würtenberger)⁽¹¹⁾、バウムガルツ(Peter Baumgart)⁽¹²⁾らの支持が寄せられたが、他方で二つの大きな反論も唱えられた。その一つは旧東ドイツのマルクス主義的立場からのものである⁽¹³⁾。もう一つは、A L Rは「法治国家(Rechtsstaat)」ではなく「法律国家(Gesetzesstaat)」の表現にすぎないと主張するビルチュ(Günter Birtsch)⁽¹⁴⁾である。これにクリッペル(Diethelm Klippel)⁽¹⁵⁾、ヴィロヴァイト(Dietmar Willoweit)⁽¹⁶⁾も同調している。この論争は、ドイツ東西分裂という政治状況のもたらした未公開史料利用の困難さのゆえに、いまだ決着がついていない。未公開史料を用いたのは戦後ではビルチュくらいであったため、諸規定の成立や機能を明らかにすることでA L Rの実像に迫ることよりも、「法治国家」の定義如何に帰着してし

まうような議論がしばしばなされたからである。この点で、シュヴェニケの学位論文は画期的であった。

以上のように、戦後ドイツのALR研究は、ややもすると政治的になりがちな「法治国家的性格」論が軸となったため、地道な実証研究が少なく、あまり実り多いものではなかった。それゆえ、ALR施行200年に際しての課題となったのは、地道な実証研究に立ち返り、また新たな視角を開拓することで、より緻密な議論を展開することであった。なお最近、クラウゼを編者として未公開史料も含めたスヴァーレツ全集⁽¹⁷⁾の刊行が開始されたが、ALR編纂に関する新たな実証研究の基礎をなすべきものとして、歓迎したい。

II ハンス・ハトゥンハウアーの法典編纂史研究 「政治対立の中のALR」

次にハトゥンハウアー(Hans Hattenhauer)の論文「政治対立の中のALR」⁽¹⁸⁾を取り上げることにしよう。これは国王、法典編纂グループ、実務、等族の政治力学のなかにALRを位置づけ、斬新な諸テーゼを展開したものである。

ハトゥンハウアーは浩瀚な『ヨーロッパ法史(Europäische Rechtsgeschichte, 2.Aufl. 1994)』の著者として日本でもよく知られる法史学者であるが、編者としてALRの復刻版も手がけている。ハトゥンハウアー版ALRは1970年の初版からすでに第三版(1996)を数えるに至っており、ALR施行200年に際して発表された最新の諸研究も多くそれに依拠している⁽¹⁹⁾。それゆえ、彼はALR研究の最先端に位置する一人であるといえよう。

「政治対立の中のALR」の冒頭で、ハトゥンハウアーは、ALR施行200年を記念した会議や論文が、彼がALRの復刻を企画した25年前からは想像もつかないほど活況を呈している理由を、ドイツ再統一に見出している。戦後ずっと限られた史料状況を余儀なくされていたが、ベルリンに文書が集められたことで、いまや「ALR研究に再び障害がなくなった」(S.28)からである。

彼の試みは、法典編纂史(Kodifikationsgeschichte)というより大きな枠組みの中でALRを考察することである。それはヨーロッパ統合というアクチュアルな問題意識の中で歴史的経験から学ぼうとする姿勢を背景にしている。現代の政治的な問題関心から歴史を解釈することは危険な作業であるが、例えば「法典編纂」の概念規定に際して「性急な抽象によって法典編纂史の具体的事象を見失わないように用心すべきである」(S.29)という慎重な学問的姿勢は、

歴史的事象の個性・偶然性にも十分な配慮を示したものである。

A L R 編纂の直接的契機は、いわゆる水車粉屋アルノルト訴訟 (Müller-Arnold-Prozesse) である。ハトゥンハウアーは、現在スタンダードワークとみなされているディーセルホルスト (Malte Diesselhorst) の史料研究⁽²⁰⁾ に詳細を委ねている。ちなみにハトゥンハウアー版 A L R 序文の事件の記述をみると、初版 (S.14) では Müller-Arnold-Prozess と単数形になっていたのが第二版 (S.4) では Müller-Arnold-Prozesse に変更されており、複数の訴訟で構成されるこの事件をより適切にあらわした表現になっている。しかし、事実関係については初版 (S.14)、第二版 (S.4) とともに、領主が水車の上流に池を設置して紛争の発端を作ったとされており、史実に反している。ルーイク (Klaus Luig) の指摘⁽²¹⁾ を受けておそらく第三版では訂正されたものと思われるが、未入手につき確認していない。いずれにせよ、初版、第二版序文を利用する際には注意が必要である。

ハトゥンハウアーは、A L R の思想的基礎をヴォルフの理性法論に見出しつつも、「プロイセンは君主国であってアカデミーではない、それゆえとりわけ国王の意思が法案の政治的基礎であった」(S.29/S.31) とする。ヴォルフの理性法論はティーム (註6) の批判以来 A L R の起源としては疑問が付されており、日本でも石部雅亮 (註1) が同旨の指摘をしているが、最近シュヴェニケ (註4) は A L R を再びヴォルフに結び付けており、ハトゥンハウアーはそれに依拠したようである。実際 A L R とヴォルフの関係はいまだ解明されていない問題の一つなのだが、とにかくハトゥンハウアーはそれに深入りせず、むしろ法典編纂が一つの政治過程として行われたことをより重視して、そこから君主であるフリードリヒ大王の意思を検討しようとする。A L R の施行はフリードリヒの甥である新王フリードリヒ＝ヴィルヘルム 2 世のもとで行われたのだが、その実質的な編纂はフリードリヒ大王時代に行われたからである。

ハトゥンハウアーは、フリードリヒの司法・法律・法典観を知るために「法典の理性法的・啓蒙的精神を明示する」だけでは安易すぎるとするが、これは全く正当である。筆者のこれまでの研究 (註2) が常に強調してきたのは、現実の政策の結果から為政者の思想を推し量ることの不当さである。そのような方法的態度はしばしば平板な思想解釈をもたらし、結局は現実の政策の正しい理解を阻害するのである。特にフリードリヒのように自ら「玉座の哲人」をもっ

て任じた啓蒙絶対君主の場合には、その弊害は甚だしい。

ハトゥンハウアーがまず注目するのは、フリードリヒが1749年に著し、翌年にベルリン科学文学アカデミーでダルジェに代読報告させた哲学的著作『立法論』⁽²²⁾である。ハトゥンハウアーはまずその表題から、フリードリヒの意図が「法典(Gesetzbuch)」ではなく「立法学(Gesetzgebungskunst)」にあったと主張する。これは、モンテスキュー『法の精神』の影響を受けて著されたという執筆事情からも妥当であろう。そのことを前提として、ハトゥンハウアーは従来の研究がALRはフリードリヒの意図に合致するものであると解釈してきた『立法論』の一節に、新しい解釈を付け加える。

「完全な法典(un corps de lois parfaites)は、政治に関する事柄における人間精神の傑作であろう。そこには構想の統一性や、正確で均整のとれた規則が見出されよう。したがって、この法典(les lois)によって導かれる国家は、その全てのぜんまいが同一の目的のために作られた、一つの時計に類似するであろう。そこには人間の心や国民の特質の深遠な認識が見出されよう。刑罰は穏健で、良俗を維持しつつ、軽くも厳しくもないであろう。明確で適切な命令は決して紛争の機会を与えないであろう。それらは市民法の有していた全ての良きものからの洗練された選択、その国民の慣習への巧妙で単純な適用からなるであろう。全てが計画され、全てが調和し、何ら不都合を生じないであろう。しかし、完全な事柄は人間性の枠外にある」(S.24f.)。

これがフリードリヒ自身による法典編纂論としてALRとの関連でしばしば引用される一節である。しかし、ハトゥンハウアーによれば、この一節は法律一般を論じたものにすぎず、「法典編纂」を扱ったものではない。彼はその理由としてcorps de loisという表現に着目する。つまり先ほど「完全な法典」と訳出した箇所は、正しくは「完全な諸法律の集成(ein Corpus vollkommener Gesetze)」と解すべきで、「完全な法典(vollkommenes Gesetzescorpus)」ではないという(S.31/S.33)。「完全な事柄は人間性の枠外にある」という言葉から法典編纂に対するフリードリヒの諦念ないし冷静さが分かる。むしろフリードリヒは法曹の人的改善により意を用いたのだという。

ハトゥンハウアーの解釈は、人間の不完全性に対するフリードリヒの洞察を軸にして彼のALR観を描き出そうとする点で、筆者がこれまで探求してきた

新たなフリードリヒ大王像と共通する面も有する。しかし、単純なミスも犯しており、しかもそれが解釈にも影響しているので、それを指摘しておこう。

フリードリヒの『立法論』執筆のきっかけとして、『法の世界』とならんで、一般にコクツェーイ(Samuel von Cocceji)による司法改革事業の見通しがたってきたことが挙げられる。ハトゥンハウアーもその立場に立つのだが、奇妙なことに当時コクツェーイが第一部総論・人法編を完成したばかりの「フリードリヒ法典草案(Projekt des Corporis juris Fridericiani)」を「フリードリヒ法典(Codex Iuris Fridericiani)」というありもしない名称で誤記している。ProjektがないことやjurisをIurisとしたことは誤差の範囲内と言えなくもないが、CorpusをCodexにしてしまったのは理解に苦しむところである。このことは、フリードリヒが「法典」を直截に指すcodeという単語を「おそらく知っていたはず(sehr wohl bekannt war)」(S.30/S.32)なのに用いず、corpsを使用している、ということを殊更に取り上げてフリードリヒの法典編纂に対する消極的姿勢を導きそうとするハトゥンハウアーの論理からいって重大なミスではなからうか。

もう少し丁寧に『立法論』を読んでもいけば、フリードリヒがcodeという単語を「知っていた」ばかりか、corpsという単語とほとんど区別せずに用いていたことにも気づいたはずである。なぜなら、同じ『立法論』のすぐ前の箇所、フリードリヒは「ルイ法典(le code Louis)と呼ばれる集成(un corps)」(S.19)に触れているからである。当時のフランスの言語慣用でcodeとcorpsが一般にどの程度区別され、どの程度重なる意味をもっていたのか、遺憾ながら筆者は述べることができない。しかし、両者が全く同じ意味で用いられた事例があることは確かである。先のコクツェーイの法典草案には少なくとも二種類のフランス語訳があるのだが、その表題がまさにProjet du corps de droit Frédéric(Halle 1750)とCode Frédéric(Berlin 1751-52)というのである。当時のプロイセン国内で出版された二種類のフランス語訳法典草案の表題でcodeとcorpsが同義に用いられていることが分かる。しかも前者はフリードリヒ自身の蔵書にも含まれており⁽²³⁾、後者のフランス語表題もフリードリヒの別の著作で用いられている⁽²⁴⁾。ラテン語の知識に乏しいフリードリヒは、この二つの単語にさしたる違いを認めなかったのではないだろうか。

以上のように、フリードリヒは「完全な諸法律の集成」と「完全な法典」に

有意の区別を設けていなかったと思われるので、本稿では今後とも *un corps de lois parfaites* に「完全な法典」という訳語をあてることにする。

フリードリヒが「完全な法典」の実現可能性を疑問視していたことは、ハトゥンハウアーの言う通りであろう。しかし、別稿⁽²⁶⁾で詳しく論じたように、その趣旨は「完全な法典」ではなく「簡潔な法典」と法曹の活動に期待するというもので、それを「法典編纂か法曹の人的改革か」という二項対立に還元してしまったのは疑問である。もちろん、ALRのように包括的であってこそ「法典」の名に値する、という定義も可能だし、そのような前提に立つならばハトゥンハウアーの解釈も批判を免れよう。しかし、それは「性急な抽象によって法典編纂史の具体的事象を見失わないように用心すべきである」（S.29）という彼自身の学問的姿勢と矛盾せざるをえまい。

ともあれ、フリードリヒが法曹の人的改革に力点を置いていたことは間違いない。コクツェーイの法典編纂事業が彼の死によって中絶してしまい、いまだプロイセン全領邦に妥当する統一法典が存しなかったにもかかわらず、フリードリヒはプロイセンの「法律」に十分満足していた。1776年になってさえ、フリードリヒは「法律」に何らの不満も感じておらず、もっぱら「法曹」の紀律による訴訟遅延の解消だけを問題としている⁽²⁷⁾。そこからハトゥンハウアーは、その2年前の1774年に「新たに改革(Reformen)がなされねばならないだろう」（Acta Borussica XVI, S.132）とフリードリヒが述べたその「改革」とは、「司法改革(Justizreform)」であって「法律改革(Gesetzesreform)」ではないとする。アルノルト訴訟を受けた1779年12月25日の改革令(a.a.O. S.586)にさえ、農民と貴族との紛争に際して裁判官に公正さを求めるだけで「法典(Gesetzbuch)」という言葉はない。もっともこの最後の点は、必ずしも「法律改革」への消極性を意味するものとは言えない⁽²⁸⁾。

ALRに直接つながる動きは、1780年4月14日の司法制度改革令（Allerhöchste Königliche Cabinetts = Ordre die Verbesserung des Justiz = Wesens betreffend）⁽²⁹⁾と1780年7月27日の新法典編纂令（Plan nach welchem bey Ausarbeitung des neuen Gesetzbuchs verfahren werden soll. Genehmigt durch Cabinetts = Ordre Friedrichs II. vom 27. Juli 1780）（S.50ff./S.293ff.）に始まる。

カルマー、スヴァーレツらの法典編纂グループは、国王の意向とならんで自

らの政治的信条を重視していたので、両者の意図は実際のところ食い違っていた。ハトゥンハウアーは「もしかすると国王はまるで新訴訟法典について考えておらず、まして後に成立したような新実体法典など全く考えていなかったのかもしれない」(S.34/S.36)とさえ言う。ハトゥンハウアーによれば、4月14日の司法制度改革令の起草者はスヴァーレッツである。この改革令は、文体からして明らかにフリードリヒが考えたものではなかった。それはフリードリヒの従来の「憤怒(Unwillen)」「憤慨(Erbitterung)」の表明とは異なり、まさに専門家の手になる慎重な改革案であった。

司法制度改革令は三つの問題を取り扱っていた。第一の裁判官の人選問題に新しい議論はない。第二の訴訟改革問題では、民事司法への職権主義導入・弁護士廃止が扱われている。ALRの出発点となった「法律の整備」は最後の第三の問題であり、それも非常に一般的な形で述べられている。国王が計画の範囲について沈黙しているので、カルマーらは広範な活動の余地を有することになった。ハトゥンハウアーは、起草者が国王の反論を予想したために、この第三の問題が長々と論じられたのだらう、とする。また、カルマーたちが法の実務的な整備以上のものを目指していることに国王は気づいていなかったかもしれない、とも推測している。

フリードリヒと法典編纂者グループの法政策理論は食い違っていた。4月14日の司法制度改革令にせよ、7月27日の新法典編纂令にせよ、「新法典」ではなく「既存の法の集成」が目的だと明記されている。しかし、それは国王の不興を避けるためであり、カルマーたちの真意はそこに付け加えられた広範な補充的任務にあった。

4月14日の司法制度改革令で委託されたのは「我が諸邦と臣民に関する全ての法律が、その固有の言語で起草され、厳密に規定され、完全に集成されること」⁽⁹⁾だけである。地域法も法典化されねばならないとする箇所が等族の強い反発を呼んだとはいえ、ドイツ語で起草されるべきこと、分裂した法状況を補充的効力を持つ領邦普通法の導入により解消することは、いずれも当時すでに百年来の蓄積をもつ議論であった。

しかし、法典編纂グループにとって最も重要だったのは、これらの論点に費やされた多くの言葉に隠れて触れられた「法律委員会(Gesetzkommission)」だったのである。「法律委員会」は本来法典の完成とともに解散すべき機関を、

法改正・法解釈を一手に担うものとして常設化したものである。これに関しては議論の蓄積もなく、大いに異論の余地があったはずなのに、よりによって改革令はこの問題を簡単に片付けている。その正当化根拠として示されたのは、解釈による裁判官の立法的機能の禁止であった。ハトゥンハウアーは、この正当化根拠のゆえにフリードリヒは法律委員会の設置を支持したが、そこに込められた意図をおそらく見抜いていなかったという。

ハトゥンハウアーが取り上げた二つの勅令は従来もA L R編纂の出発点として重視されてきたものであるが、その新たな分析によって、カルマーやスヴァーレッツを中心とする法典編纂グループが、実は異なる法観念の持ち主であったフリードリヒを巧みに抱き込んで、国王の権威を政治的に利用し、自らの理念を実現しようとしたことが示されている。

最後に、フリードリヒ没後の状況に触れておこう。周知のように法典編纂グループは保守派との妥協をせまられた。ハトゥンハウアーは、法典の啓蒙性が薄れて国家統合の手段という政治的性格が強まったことを施行の決め手とみる（S.43/45f.）。法典編纂グループが目論んだ「法律委員会」構想は、新王が旧来の形式で立法を続け、実務が自力で解釈を続けたことによって、あえなく潰えたのである。エリートで作った構想への懐疑、それをハトゥンハウアーはA L Rの教訓に数えている。

（以下次号）

註

(1) 日本におけるALR研究として、石部雅亮「プロイセン一般国法の成立をめぐる」『法制史研究』第14号別冊(1963),『啓蒙的絶対主義の法構造』有斐閣1969年,田熊文雄「ドイツ啓蒙絶対主義の「国家」概念-C.G.スワレッツの>>Recht<<と>>Staat<<論をめぐる」『岡山大学法文学部紀要』第39号(1979),「啓蒙期法典編纂の国家思想-18世紀末プロイセン王国の歴史的な性格をめぐる」『史学雑誌』第92編(1983),村上淳一『近代法の形成』岩波書店1979年146頁以下,室井俊通『プロイセン一般ラント法』とプロイセンの国制』『上智史学』第23巻(1978)などがある。

(2) すでに発表したものとして「『反マキアヴェリ論』の成立ならびに諸版の異同について - フリードリヒ大王の思想構造1 -」『一橋研究』第18巻(1993),「フリードリヒ大王の国家思想 - 啓蒙絶対主義における社会契約論と親政 -」『一橋論叢』第114巻(1995),「フリードリヒ大王の法観念 - 私法の倫理性と法曹の社会的使命 -」『一橋論叢』第116巻(1996)がある。前二稿の正誤表を本稿の付録としたので参照されたい。

(3) Neue Forschungen zum Preussischen Allgemeinen Landrecht, in: Archiv des öffentlichen Rechts 118 (1993), S.447ff.

(4) Die Entstehung der Einleitung des Preussischen Allgemeinen Landrechts von 1794 (Ius Commune Sonderhefte 61), Frankfurt a. M. 1993.

(5) Carl Gottlieb Svarez, Berlin 1885.

(6) Die preussische Kodifikation, in: ZRG Germ.Abt.57(1937), S.355ff.

(7) Das Allgemeine Landrecht, in: Gesammelte Schriften, Bd.12 (1936), S.131ff.

(8) H. Conrad: Die geistigen Grundlagen des Allgemeinen Landrechts für die preussischen Staaten von 1794, Köln/Opladen 1958; Das Allgemeine Landrecht von 1794 als Grundgesetz des friderizianischen Staates, Berlin 1965; Carl Gottlieb Svarez: Vorträge über Recht und Staat, hrsg. v. Conrad u. Kleinheyer, Köln/Opladen 1960.

(9) Staat und Bürger im Recht. Die Vorträge des Carl Gottlieb Svarez vor dem preussischen Kronprinzen (1791-92), Bonn 1959.

(10) Naturrecht und Kodifikation, in: Aufklärung 3 (1988), S.7ff.

- (11) An der Schwelle zum Verfassungsstaat, in: Aufklärung 3 (1988), S.53ff.
- (12) Friedrich der Grosse als europäische Gestalt, in: ZHF Beiheft 4 (1987), S.29.
- (13) Uwe-Jens Heuer: Allgemeines Landrecht und Klassenkampf, Berlin 1960. 同書については、磯村哲による書評(『法学論叢』第69巻)がある。
- (14) Zum konstitutionellen Charakter des preussischen Allgemeinen Landrechts von 1794, in: FS f. Theodor Schieder, München/Wien 1968, S.97 ff.; Friedrich der Grosse und die Aufklärung, in: NFBPG 8(1987), S.31 ff.
- (15) Politische Freiheit und Freiheitsrechte im deutschen Naturrecht des 18. Jahrhunderts, Paderborn 1976, S.157f.
- (16) War das Königreich Preussen ein Rechtsstaat? in: FS f. Paul Mikat, Berlin 1989, S.451ff. ヴィロヴァイトの議論は後で紹介する。
- (17) Carl Gottlieb Svarez: Gesammelte Schriften, hrsg. v. P. Krause, ca. 27 Bde. 1996ff.
- (18) Das ALR im Widerstreit der Politik, in: Kodifikation gestern und heute. Zum 200. Geburtstag des Allgemeinen Landrechts für die Preussischen Staaten, hrsg. v. Detlef Merten u. Waldemar Schreckenberger, Berlin 1995, S.27ff.; zugleich in: Das Preussische Allgemeine Landrecht. Politische, rechtliche und soziale Wechsel- und Fortwirkungen, hrsg. v. Jörg Wolff, Heidelberg 1995, S.31ff. 両論文集には同じ題名ではほぼ同一のものが収められているが、本文中で言及した序文は前者にしかない。本稿では前者を利用し、両方にある箇所については(前者頁/後者頁)のように引用した。
- (19) 執筆時点では第三版未入手のため、本稿では第二版(1994)を利用した。
- (20) Die Prozesse des Müllers Arnold und das Eingreifen Friedrichs des Grossen, Göttingen 1984. なお拙稿「フリードリヒ大王の法観念」(註2)161頁以下を参照のこと。
- (21) Das Privatrecht im „Allgemeinen Landrecht für die preussischen Staaten“, in: Archiv für die civilistische Praxis 194 (1994), S.525 Fn.5.
- (22) Dissertation sur le raison d'établir ou d'abroger les lois, in:

Œuvres de Frédéric le Grand, hrsg. v. J.D.E. Preuss, Bd.9, Berlin 1848, S.11ff. 前掲拙稿167頁参照。

(23) Bogdan Krieger: Friedrich der Grosse und seine Bücher, Leipzig 1914, S.148.

(24) Instruction pour la direction de l'Académie des Nobles à Berlin, in: Œuvres (wie Anm.22), Bd.9, S.82.

(25) 前掲拙稿172頁以下参照。

(26) Die politische Testamente der Hohenzollern, hrsg. v. Richard Dietrich, Köln/Wien 1986, S.706f.

(27) 前掲拙稿169頁以下参照。

(28) NCC Bd.6, Sp.1935ff.; Corpus Juris Fridericianum. Erstes Buch von der Prozess-Ordnung, Nachdr. d. Ausg. Berlin 1781, Bd.1, Goldbach 1994, S.III ff.

(29) NCC Sp.1940; CJF S.X.

付録Ⅰ 『反マキアヴェリ論』の成立ならびに諸版の異同について」正誤表

頁・行	誤	正
117-139 頁ヘッダ	『反マキユヴェリ論』	『反マキアヴェリ論』
115 頁 2 行, 21 行-116 頁 1 行, 117 頁 5 行, 119 頁 22 行, 121 頁 12 行, 122 頁 8 行	皇太子	王太子
115 頁 8 行	「君主は人民の第一の下僕	君主は人民の「第一の下僕
125 頁 9-11 行	シュヴィーブ	シュヴィーブス
126 頁 3 行	財産回復 (正当原因①)	財産回復 (正当原因②)

付録Ⅱ 同論文への補遺

1. 『フリードリヒ大王全集』について。

かねがね筆者は国立国会図書館支部東洋文庫に所蔵されているプロイス版『全集』と、ドイツで発表されたフリードリヒ大王研究の引用頁の食い違いに疑問を抱いていたが、ケルン大学図書館所蔵の『全集』をみて、その疑問は氷解した。東洋文庫所蔵のクヴァールト版と、ケルン大学にあるオクターフ版では組版・頁が異なるのである(vgl. Miscellaneen zur Geschichte König Friedrichs des Grossen, Berlin 1878, S.3f.). 前者のクヴァールト版は美装版で、

メンツェル(Menzel)の挿絵も添えられた豪華なものである。オクターフ版の方は挿絵もない普及版で、ドイツでは多くの大学に所蔵されている。村岡哲、河上倫逸両氏のご教示によると、国内では東洋文庫以外にも東北大学と京都大学がプロイス版『全集』を所蔵しているそうであるが、どちらの版かは不明である。ドイツではオクターフ版の頁で引用する習慣がすでに確立しているようであるから、筆者も「フリードリヒ大王の法観念」（前掲註2）からはこれに倣うことにした。それ以前に発表した二つの論文ではクヴァールト版の頁で引用しているが、今回あえてオクターフ版の頁を対照表にして提示することはしなかった。ご宥恕を乞う次第である。なお、同『全集』に関しては、飯塚信雄「プロイス編『フリードリヒ大王著作集』（一八五七）の成立」『明治大学教養論集』第253号(1993)がある。

2. 『反マキアヴェリ論』の版について。

Miscellaneenのリストに基づいて、本文128-129頁の記述に補足と訂正を加えておきたい。まず、デューレ版『検討』に依拠したものとして掲げたうち、「出版地不祥（1767年）」としたものは、おそらくシュトゥットガルトで刊行されたものと思われる(vgl. a.a.O., S.55)。それからヴォルテール版『批判的試論』に依拠したアムステルダム版には1750年刊のものがあり(vgl. a.a.O., S. 55)、他にもデューレ版かヴォルテール版か不明なものがいくつかある。それゆえ『批判的試論』は「合計9版を数える」と記したが、「少なくとも合計10版を数える」と訂正する。もっぱら普及したのがデューレ版であることにかわらないが、ドイツ語以外の各国語への翻訳版については、むしろヴォルテール版が優位を占めたようである。ヴォルテールの国際的知名度ゆえに、翻訳の底本とすべき権威ある版と考えられたのであろう。本文では詳細が不明なため、フリードリヒ生前の翻訳版については、たまたま確認できたイタリア語訳ナポリ（1779年）版をのぞき、言語名を挙げるにとどめたが、Miscellaneenのリストには翻訳版もいくつか載っている(vgl. a.a.O., S.55ff.)ので、分かる限り出版地と刊年を補足しよう。ドイツ語版は、フランクフルト・ライプツィヒ（1741年および1745年二版）、ゲッティンゲン（1741年および1742年）、ハンノーファー・ライプツィヒ（1756年）、ブレスラウ（1759年）、ハンノーファー・ハーノー・ライプツィヒ（1762年）がある。他言語への翻訳には、オランダ語訳アム

ステルダム(1741年), ラテン語訳アムステルダム(1743年), ロシア語訳ペテルスブルク(1779年)がある。なお死後のものは, 本文に挙げたものの他, ドイツ語訳ベルリン (1795年), ブラウンシュヴァイク (1864年), スペイン語訳マドリード(1854年)がある。邦訳もある。長瀬鳳輔訳『君主経国策批判』興亡史論刊行会(1919年)は英語版からの孫訳である。今来陸郎訳「フリードリヒ大王著『反マキアヴェリ論...マキアヴェリの君主論にたいする省察』(1)-(3)」福岡商大論叢第6巻(1995-56)はベーン(Max von Boehn)によるドイツ語訳からの孫訳で, 未完(第20章まで)と思われる。

付録Ⅲ「フリードリヒ大王の国家思想」正誤表

頁・行	誤	正
136 上 6	この「矛盾」を説く鍵は、	この「矛盾」を解く鍵は、
137 下 16	<i>l'asile de notre bonheur</i>	<i>l'asile de notre bonheur</i>
138 下 15	<i>un homme leur sem-blable</i>	<i>un homme leur semblable</i>
140 上 10	君主としてわ身分的利害	君主としての身分的利害
140 下 18	なかった ⁽⁹⁸⁾ 。	なかった ⁽⁹⁸⁾ 」。
141 上 10	<i>l'âme de leurs États</i>	<i>l'âme de leurs États</i>
143 上 16	それが可	それが不可
143 下 5	これ対して	これに対して
145 下 17	「勤勉で、活動で、	「勤勉で、活動的で、
149 註(4)	<i>d'etalir ou d'Abroger les lois (1749)</i>	<i>d'établir ou d'abroger les lois (1749)</i>
149 註(9)	<i>Lettre de philopatros</i>	<i>Lettre de Philopatros</i>
150 註(13)	<i>l'education</i>	<i>l'education(1769)</i>
151 註(30)	<i>in: polit. Testamente</i>	<i>in: Polit. Testamente</i>
151 註(36)	(Anm.23), S.399	(Anm.23), S.192
152 註(40)	(Anm. 8)	(Anm. 5)
152 註(43)	(Anm. 8)	(Anm. 5)
152 註(44)	<i>a. a. O., S.682;</i>	<i>a. a. O., S.682.</i>
152 註(46)	<i>staats-und völkerrechtlichen</i>	<i>staats- und völkerrechtlichen</i>